



平成16年 5月18日 (火)
第 1 573 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告示
平成16年度第1次自衛官募集 (消防防災課) 1
生活保護法の規定による介護扶助を担当する機関の指定 (健康福祉総務課) 2
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更 (障害者福祉課) 2
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更 (") 2
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更 (") 3
土地改良事業施行の同意 (農村整備課) 3
道路の区域の変更 (道路維持課) 3
選管告示
個人演説会を開催することができる施設の住所表記の変更 4
人委規則
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 4
正誤
平成16年4月16日付け島根県報第1,564号中 (森林整備課) 5
平成13年6月1日付け島根県報第1,270号中 (警察本部) 5
平成15年3月28日付け島根県報第1,456号中 (") 5

告 示

島根県告示第542号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成16年度第1次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成16年 5月18日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 採用する自衛官
男性 2等陸士・2等海士・2等空士 若干名
2 募集期間
平成16年6月1日(火)まで
3 試験期日
平成16年6月4日(金)
4 試験場の位置及び名称
出雲市松寄下町1142の1(電話0853(21)1045)
陸上自衛隊出雲駐屯地
5 採用予定日

平成16年 7月又は 8月

6 その他

(1) 応募資格

日本国籍を有し、平成16年 7月 1日現在18歳以上27歳未満の男性

(2) 試験科目

ア 筆記試験(国語・数学・社会・作文)

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(3) この試験に関する問い合わせは、自衛隊島根地方連絡部(松江市学園1の1の14 電話0852(21)0015)に連絡すること。

島根県告示第543号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 5月18日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 者・居宅介護支援事業者		実施する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
恭栄開発株式会社	邑智郡川本町大字川本 516 - 4	痴呆対応型共 同生活介護	グループホームふ くろうの森	邑智郡川本町大字川下 1319 - 15	平成16年 4月6日

島根県告示第544号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第21条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年 5月18日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人 島 根県社会福祉事業 団	居宅介護	大田眺峰園居宅介 護事業所	大田市大田町吉永 1477 - 7	大田市大田町吉永 1453 - 13	平成16年 4月 1日

島根県告示第545号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第17条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年 5月18日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	居宅介護	大田眺峰園居宅介護事業所	大田市大田町吉永1477 - 7	大田市大田町吉永1453 - 13	平成16年 4月 1日

島根県告示第546号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第15条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年 5月18日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	居宅介護	大田眺峰園居宅介護事業所	大田市大田町吉永1477 - 7	大田市大田町吉永1453 - 13	平成16年 4月 1日
社会福祉法人 千島福祉会	地域生活援助	つばきの里	松江市下東川津町751 - 3	松江市西川津町336	平成16年 4月 1日
社会福祉法人 希望の里福祉会	地域生活援助	万葉寮	益田市乙吉町イ331 - 2	益田市乙吉町イ108 - 3	平成16年 4月 1日

島根県告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成16年 5月18日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	同意年月日
邑智町	石原地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成16年 5月10日

島根県告示第548号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 5月18日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員			延長
県道	浜田作木線	邑智郡羽須美村大字下口羽424番2地先から同大字1389番1地先まで	前	A	メートル 3.40～ 21.00	メートル 1476.00	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
			後	A	3.40～ 21.00	1476.00	
				B	11.00～ 40.00	691.00	
"	甲田作木線	邑智郡羽須美村大字下口羽1489番1地先から同大字1522番4地先まで	前		5.00～ 10.00	120.00	"
			後		10.00～ 20.00	120.00	拡幅

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨益田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年 5月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

施設の名 称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
益田市立高津児童館	益田市高津町イ2518	益田市高津五丁目 9 - 45	平成13年10月 9日

人事委員会規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 5月18日

島根県人事委員会委員長 中村寿夫

島根県人事委員会規則第12号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第27中「

町長部局	課長	総務課課長補佐
------	----	---------

」を「

町長部局	課長	総務課主査	総務課課長補佐
------	----	-------	---------

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成16年 4月16日付け島根県報第1,564号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
7	1 区域及び期間 (2)期間	平成16年 6月 1日から同年 7月15日まで	平成16年 5月31日から同年 7月15日まで

平成13年 6月 1日付け島根県報第1,270号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
7	左欄 上から 8 行目	国家公務員規則	国家公安委員会規則
8	右欄 上から 1 行目	体育を復興する	体育を振興する
8	右欄 上から 1 行目	、実践的な	、実戦的な
8	右欄 上から12行目	から実施する。	から施行する。

平成15年 3月28日付け島根県報第1,456号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
24	右欄 下から 6 行目	部分の2.8	部分の直径2.8
25	左欄 上から 8 行目	国家公務員委員会	国家公安委員会
25	左欄 上から 9 行目	警戒に行って	警戒を行って
25	左欄 下から13行目	の確保ための	の確保のための

